

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年10月14日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

### 1. G I グレード 0件

### 2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	1号機	原子炉建屋屋上(屋外)において、溶かしたアスファルトの入った一斗缶を運搬していた協力企業作業員がバランスを崩し、アスファルトが跳ね、当該作業員および周辺にいた作業員の計2名が熱傷を負った。業務車にて病院へ搬送したところ、Ⅱ度熱傷と診断された。治療し帰宅(不欠)。【平成27年10月9日公表済み】 <a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2015/27100901p.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2015/27100901p.pdf</a>	GⅢ以下

### 3. GⅢグレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(F)の点検時、渦流探傷検査において伝熱管2本に管理値を超える減肉を確認した。当該伝熱管を修理。	
2	5号機	中央制御室調光装置基盤Ⅱ系端子台のケーブル符番札に変色、および端子間渡り線絶縁被覆に変形を確認した。当該端子台を点検・修理。なお、中央制御室照度は基盤Ⅰ系にて確保されており問題なし。	
3	7号機	代替高圧注水設備配管の耐圧試験時、原子炉隔離時冷却系タービン止め弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	7号機	原子炉補機冷却水系ポンプ(B)の点検時、ケーシング継ぎ手部に微量の水のにじみを確認した。当該ポンプを修理。	
5	7号機	タービン建屋1階海水熱交換器エリア(非管理区域)における壁面の穴あけ作業時、埋設電線管を損傷させたことを確認した。当該電線管を点検・修理。	